



2024年9月17日

各 位

会社名： ジャパンフーズ株式会社
(コード： 2599 東証スタンダード市場)
代表者名： 代表取締役社長 細井 富夫
常務執行役員
問合せ先： 経営管理・企画管掌補佐 西田 健一
(TEL： 0475-35-2211)

株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る承認決議のお知らせ

2024年8月16日付で当社が公表しました「株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」(以下「2024年8月16日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議しましたところ、いずれも原案どおり承認決議されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2024年10月14日までの間、整理銘柄に指定された後、2024年10月15日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の当社株式の併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2024年8月16日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

(1) 併合する株式の種類
普通株式

(2) 併合比率
当社株式766,763株を1株に併合いたします。

(3) 減少する発行済株式総数
3,067,051株

(注) 当社は、2024年8月16日の取締役会において、2024年10月16日付けで当社自己株式2,032,946株(2024年9月4日時点の自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「減少する発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(4) 効力発生前における発行済株式総数
3,067,054株

(注) 当社は、2024年8月16日の取締役会において、2024年10月16日付けで当社自己株式2,032,946株(2024年9月4日時点の自己株式の全部に相当)を消却することを決議しておりますので、「効力発生前における発行済株式総数」は、当該消却後の発行済株式総数を前提として記載しております。

(5) 効力発生後における発行済株式総数
3株

(6) 効力発生日における発行可能株式総数
12株

(7) 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

① 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、JAFホールディングス株式会社(以下「他社株公開買付者」といいます。)以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。

当該売却について、当社は、当社株式が2024年10月15日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性はほとんど期待できないこと、本株式併合が、当社の株主を他社株公開買付者のみとし、当社株式を非公開化するために行われるものであり、かかる目的との関係では他社株公開買付者が端数相当株式の買受人となるのが整合的であること、及び当社において自己株式を増加させる必要も存しないことなどを踏まえて、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て他社株公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様が所有する当社株式の数に他社株公開買付者による当社株式に対する公開買付け(以下「本他社株公開買付け」といいます。)における当社株式の買付け等の価格と同額である2,449円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。

② 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者の氏名又は名称
JAFホールディングス株式会社

③ 売却に係る株式を買い取る者となるが見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

他社株公開買付者は、本他社株公開買付けが成立した場合、本他社株公開買付けの決済の開始日の1営業日前までに、アイ・シグマ事業支援ファンド4号から出資を受ける(以下「本ファンド出資」といいます。)とともに、株式会社あおぞら銀行(以下「あおぞら銀行」といいます。)から合計13,350,000千円を上限として借入れ(以下「本銀行融資」といいます。)により賄うことを予定していたところ、当社は、本ファンド出資に関する出資証明書及び本銀行融資に関する融資証明書を確認することによって、本他社株公開買付者の資金確保の方法を確認しております。

なお、他社株公開買付者によれば、本銀行融資に係る融資条件の詳細は、あおぞら銀行と別途協議の上、本銀行融資に係る融資契約において定めることとされているとのことですが、本銀行融資に係る融資契約では、他社株公開買付者が本取引により取得する当社株式が担保に供されるほか、当社の株主を他社株公開買付者のみとするための一連の手続(以下「本スクイーズアウト手続」といいます。)の完了後は、当社の一定の資産等が担保に供される予定とのことです。

また、他社株公開買付者によれば、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却代金の支払いについても、これらの資金から賄うことを予定しており、当該支払いに支障を及ぼす可能性のある事象は発生しておらず、今後発生する可能性も現在認識していないとのことです。

したがって、他社株公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払いのための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

④ 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、2024年11月中旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を他社株公開買付者に売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当社は、当該裁判所の許可を得て、2024年12月上旬から2024年12月中旬を目途に当該当社株式を他社株公開買付者に売却し、その後、当該売却により得られた代金を株主の皆様へに交付するために必要な準備を行ったうえで、2025年2月下旬を目途に当該代金を株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手續に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主への交付が行われるものと判断しております。

2 第2号議案（定款の一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該定款一部変更の内容の詳細は2024年8月16日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、本議案に係る定款変更は、本臨時株主総会において第1号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合の効力発生日である2024年10月17日に効力が発生する予定です。

- (1) 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社の発行可能株式総数は12株となります。この点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は3株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全部並びに第12条（株主名簿管理人）の一部を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 第1号議案「株式併合の件」が本臨時株主総会において原案どおり承認可決された場合、本株式併合の実施に伴って、当社の株式は上場廃止となるとともに当社の株主は他社株公開買付者のみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うこととなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3 株式併合の日程

①臨時株主総会開催日	2024年9月17日(火)
②整理銘柄指定日	2024年9月17日(火)
③当社株式の最終売買日	2024年10月11日(金)(予定)
④当社株式の上場廃止日	2024年10月15日(火)(予定)
⑤本株式併合の効力発生日	2024年10月17日(木)(予定)

以 上